



制度疲労に陥っている… 相続税

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 同じ金額を相続したのに、相続税額が異なる。なぜ？

本年2月、父が亡くなりました。家屋敷やアパートなど主だった遺産は、同居していた母と姉が2分の1ずつ相続し、結婚して実家を出ていた私は、父の遺してくれた定期預金1千万円を相続しました。以上の遺産分割の結果、母は相続税0、姉は延納申請し、私は相続税35万円を納付することになりました。

また、同じ年の5月には、夫の母親が亡くなりました。遺産は夫の兄がすべて相続し、夫と夫の妹2人（夫の父親はすでに他界）には、代償分割として現金1千万円がそれぞれ兄から渡されました。ただし、こちらには相続税はかからないそうです。

私と夫、同じ金額を相続したのに相続税がかかったり、かからなかったりするのはどういうことなのでしょう。

A. 遺産課税方式をコーティングした遺産取得課税方式

設例のように、結果から視ると、非常にわかりにくくなっている相続税。

日露戦争の戦費調達のために導入された相続税…戦前は遺産課税方式を採り、戦後は遺産取得課税方式へと転換したが、当時の諸事情により遺産課税的要素を採り込んだため、現代人の感覚からズレている＝制度疲労に陥っているのが現行の相続税法である。以下、相続税計算の仕組みを整理してみる。

まず、相続税が課されるか課されないかの入口であるが、個々人がいくら相続したか（＝課税価格）によるのではない。個々人の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額（5千万円+1千万円×法定相続人の数）を超えている場合にはじめて課される。従って、設例にある私側『配偶者と子2人＝法定相続人3人』の方は、課税価格の合計額が基礎控除額8千万円を超えているため、相続税を課されるケースとなっている。一方、夫側『子（兄弟姉妹）4人：法定相続人4人』の方は、課税価格の合計額が基礎控除額9千万円以下のため、相続税は課されないケースなのである。つまり、法定相続人の数が多ければ多いほど、相続税が課されない遺産総額は大きくなり、誰がいくら相続したかは当初、全く関係ないことになる。〇〇家の遺産に相続税はかかるのかどうかとして判断することになる。

次に、課税される遺産総額（＝課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）を基に相続税の総額を計算する。すべての相続において、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて取得したと仮定して各取得金額に超過累進税率を乗じ、それぞれ計算された税額を合計する。この方法では、遺産分割の違いで相続税の総額が変わることはない。つまり、多数の相続人すべてが均分相続しても総額自体が低くなることはなく、また、他の相続人は何も相続せず、単独相続によりすべての遺産を取得しても高い累進税率が適用されることはない。〇〇家の遺産に対する相続税はいくらになるという意味合いである。

そして、相続税の総額を各人が実際に取得した財産金額（割合）に応じて配分し、各人の算出税額を計算する。この段階で、誰がどれだけ相続したかで相続税の総額の負担分大小を決めることになり、遺産取得課税方式に戻ることになる。

最後に、各人の算出税額から税額控除を行い、各人の最終的な納付税額を求めることになる。配偶者は税額軽減制度により取得財産が法定相続分までは税額0となる。

以上のように、ここまでの計算過程を振り返ってみてもなかなか複雑である。そして、このような仕組みだからこそ設例のように、個人として相続により取得した金額が同じでも〇〇家と△△家の遺産総額と相続関係が異なることにより相続税負担額が異なる結果となる。また、実務的には、遺産分割終了後に新たな財産が発見された場合、この仕組みにより相続税の総額が増加し、自身の取得財産が増えなにかかわらず、相続税負担のみ増加し、相続人同志の軋轢を生むケースもある。

遺産の多寡にかかわらず、各相続人にそれぞれ弁護士が就くことも珍しくない時代である。相続税も長い歴史を経て、課税方式等の見直しの時期にきているのではないだろうか（神野直彦著『税金 常識のウソ』）。